

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第18号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる片道の自動車等の使用距離（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合</u>にあつては、<u>往路及び帰路の距離の2分の1の距離</u>）の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 4キロメートル未満の場合 2,100円</p> <p>(2) 4キロメートル以上6キロメートル未満の場合 3,400円</p> <p>(3) 6キロメートル以上8キロメートル未満の場合 4,600円</p> <p>(4) 8キロメートル以上10キロメートル未満の場合 5,700円</p> <p>(5) 10キロメートル以上12キロメートル未満の場合 6,900円</p> <p>(6) 12キロメートル以上14キロメートル未満の場合 8,100円</p> <p>(7) 14キロメートル以上16キロメートル未満の場合 9,200円</p> <p>(8) 16キロメートル以上18キロメートル未満の場合 10,400円</p> <p>(9) 18キロメートル以上20キロメートル未満の場合 11,500円</p>	<p>(自動車等使用者の手当の支給額)</p> <p>第7条の3 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める額（給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等、給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員又は職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業の承認を受けている職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあつては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 第8条に規定する交通の用具（以下「<u>交通用具</u>」という。）のうちいずれか一の交通用具を使用して通勤する職員 <u>別表の左欄に掲げる片道の自動車等の使用距離（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づく交通の規制により恒常的に往路と帰路との通勤の経路を異にしなければならない場合その他人事委員会の認める場合</u>にあつては、<u>往路及び帰路の距離の2分の1の距離</u>。以下この条において同じ。）ごとに、同表の右欄に掲げる交通用具の区分に応じそれぞれ同欄に定める額</p> <p>(2) 自動車（<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち4輪以上のものをいう。以下同じ。</u>）及び自動車以外の交通用具を使用して通勤する職員 <u>当該職員が使用する別表の右欄に掲げる交通用具のそれぞれについての同表の左欄に掲げる片道の自動車等の使用距離に対応する前号に定める額の合計額（その額が当該職員の片道の自動車等の使用距離を自動車のみを使用して通勤するものとした場合の</u></p>

- (10) 20キロメートル以上22キロメートル未満の場合  
12,600円
- (11) 22キロメートル以上24キロメートル未満の場合  
13,700円
- (12) 24キロメートル以上26キロメートル未満の場合  
14,800円
- (13) 26キロメートル以上28キロメートル未満の場合  
15,800円
- (14) 28キロメートル以上30キロメートル未満の場合  
16,900円
- (15) 30キロメートル以上32キロメートル未満の場合  
17,900円
- (16) 32キロメートル以上34キロメートル未満の場合  
18,800円
- (17) 34キロメートル以上36キロメートル未満の場合  
19,700円
- (18) 36キロメートル以上38キロメートル未満の場合  
20,700円
- (19) 38キロメートル以上40キロメートル未満の場合  
21,700円
- (20) 40キロメートル以上45キロメートル未満の場合  
23,300円
- (21) 45キロメートル以上50キロメートル未満の場合  
25,900円
- (22) 50キロメートル以上55キロメートル未満の場合  
28,500円
- (23) 55キロメートル以上60キロメートル未満の場合  
31,100円
- (24) 60キロメートル以上65キロメートル未満の場合  
33,700円
- (25) 65キロメートル以上70キロメートル未満の場合  
36,300円
- (26) 70キロメートル以上75キロメートル未満の場合  
38,900円
- (27) 75キロメートル以上80キロメートル未満の場合  
41,500円
- (28) 80キロメートル以上85キロメートル未満の場合  
44,100円
- (29) 85キロメートル以上90キロメートル未満の場合  
46,700円
- (30) 90キロメートル以上の場合 49,300円

同号に定める額を超えるときは、当該額)

- (3) 自動車以外の原動機付の交通用具及び自転車を使用して通勤する職員 自動車以外の原動機付の交通用具及び自転車のそれぞれについての別表の左欄に掲げる片道の自動車等の使用距離に対応する第1号に定める額の合計額 (その額が当該職員の片道の自動車等の使用距離を自動車以外の原動機付の交通用具のみを使用して通勤するものとした場合の同号に定める額を超えるときは、当該額)

(交通の用具)

第8条 給与条例第29条第1項第2号又は給与等条例第24条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

附 則

[略]

(交通の用具)

第8条 給与条例第29条第1項第2号又は給与等条例第24条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車、自動車以外の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

附 則

[略]

別表 (第7条の3関係)

片道の自動車等の使用 距離	交通用具		自転車
	自動車	自動車以外の原動機付の交通用具	
4キロメートル未満	2,100円	2,100円	2,100円
4キロメートル以上6 キロメートル未満	3,400円	2,200円	
6キロメートル以上8 キロメートル未満	4,600円	2,300円	
8キロメートル以上10 キロメートル未満	5,700円	2,900円	
10キロメートル以上12 キロメートル未満	6,900円	3,500円	
12キロメートル以上14 キロメートル未満	8,100円	4,100円	
14キロメートル以上16 キロメートル未満	9,200円	4,600円	
16キロメートル以上18 キロメートル未満	10,400円	5,200円	
18キロメートル以上20 キロメートル未満	11,500円	5,800円	
20キロメートル以上22 キロメートル未満	12,600円	6,300円	
22キロメートル以上24 キロメートル未満	13,700円	6,900円	
24キロメートル以上26 キロメートル未満	14,800円	7,400円	
26キロメートル以上28 キロメートル未満	15,800円	7,900円	
28キロメートル以上30 キロメートル未満	16,900円	8,500円	

<u>30キロメートル以上32</u> キロメートル未満	<u>17,900 円</u>	<u>9,000 円</u>
<u>32キロメートル以上34</u> キロメートル未満	<u>18,800 円</u>	<u>9,400 円</u>
<u>34キロメートル以上36</u> キロメートル未満	<u>19,700 円</u>	<u>9,900 円</u>
<u>36キロメートル以上38</u> キロメートル未満	<u>20,700 円</u>	<u>10,400 円</u>
<u>38キロメートル以上40</u> キロメートル未満	<u>21,700 円</u>	<u>10,900 円</u>
<u>40キロメートル以上45</u> キロメートル未満	<u>23,700 円</u>	<u>11,900 円</u>
<u>45キロメートル以上50</u> キロメートル未満	<u>26,400 円</u>	<u>13,200 円</u>
<u>50キロメートル以上55</u> キロメートル未満	<u>29,200 円</u>	<u>14,600 円</u>
<u>55キロメートル以上60</u> キロメートル未満	<u>32,000 円</u>	<u>16,000 円</u>
<u>60キロメートル以上65</u> キロメートル未満	<u>34,800 円</u>	<u>17,400 円</u>
<u>65キロメートル以上70</u> キロメートル未満	<u>37,600 円</u>	<u>18,800 円</u>
<u>70キロメートル以上75</u> キロメートル未満	<u>40,400 円</u>	<u>20,200 円</u>
<u>75キロメートル以上80</u> キロメートル未満	<u>43,100 円</u>	<u>21,600 円</u>
<u>80キロメートル以上85</u> キロメートル未満	<u>45,900 円</u>	<u>23,000 円</u>
<u>85キロメートル以上90</u> キロメートル未満	<u>48,700 円</u>	<u>24,400 円</u>
<u>90キロメートル以上</u>	<u>51,500 円</u>	<u>25,800 円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。